

千葉県高経年住宅団地への転居者に係る保育施設の優先的な利用調整に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高経年住宅団地への転居者に係る保育施設優先利用モデル事業の実施にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「高経年住宅団地」とは、千葉県立地適正化計画における居住促進区域（居住誘導区域）内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた住宅団地・地区の内、別表第1に示すものをいう。

2 この要綱における「子育て世帯」とは、小学生未満の子ども（出産予定の子どもを含む）のいる世帯をいう。

3 この要綱における「保護者」とは、高経年住宅団地外から、別表第2に示す対象団地に別表第3（3）に示す転居期間内に転居した者で、「保育を必要とする」児童がいる子育て世帯であり、保育施設等の優先的な利用調整を希望する者をいう。

4 この要綱における「保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。

(優先的な利用調整の対象とする保育施設の指定)

第3条 優先的な利用調整の対象とする保育施設は、高経年住宅団地に近接する千葉市内の保育施設であり、別表第2に掲げるものとする。

(優先的な利用調整の対象となる児童)

第4条 優先的な利用調整の対象とする児童（以下「対象児童」という。）は、高経年住宅団地外から、別表第2に示す対象団地に別表第3（3）に示す転居期間内に転居した者をいう。

(利用手続き等)

第5条 保護者は、優先入所申込書（様式第1号）に住民票の写し（世帯主との続柄が記載されているものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。ただし、申込書提出時点で未転居の場合、住民票の写しは、転居後速やかに提出するものとする。

2 前項の申込書の受付期間は、別表第3（2）に掲げる期間とする。

3 市長は、前項の規定による申込書の提出を受けた場合は、抽選により優先入所の対象児童を決定し、優先入所通知書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、優先枠数に

達しない場合は、抽選を行わずに、受付期間に申込のあった者に対して交付するものとする。

4 前項の通知書は、別表第3（1）に記載された時期に入所を希望する者について有効とする。

5 第1項に掲げる住民票の写しは、次のいずれかに該当する場合省略することができる。

（1）個人情報確認同意書（様式第3号）を提出する場合

（2）千葉市団地住替え支援事業（千葉市子育て世帯等住替え支援事業及び千葉市結婚新生活支援事業）の申請をしている場合

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市局長が別に定める。

附則

この要綱は令和5年4月1日より施行する。

附則

この要綱は令和6年7月1日より施行する。

附則

この要綱は令和7年7月1日より施行する。

附則

この要綱は令和8年7月1日より施行する。

別表第1

住宅団地・地区名称	区	町丁目・大字（※）
東千葉地区	中央区	東千葉1丁目の一部
		東千葉2丁目の一部
		東千葉3丁目の一部
横戸台団地	花見川区	横戸台
こてはし台団地		こてはし台1丁目
		こてはし台2丁目の一部
		こてはし台3丁目
		こてはし台4丁目の一部
		こてはし台5丁目
		こてはし台6丁目

花見川団地		花見川
にれの木台団地		朝日ヶ丘2丁目
西小中台団地		西小中台
さつきが丘団地		さつきが丘1丁目の一部
		さつきが丘2丁目
柏台地区	稲毛区	柏台
千草台団地		千草台1丁目
		千草台2丁目
あやめ台団地		あやめ台
都賀の台団地	若葉区	都賀の台1丁目
		都賀の台2丁目
		都賀の台3丁目
		都賀の台4丁目の一部
北大宮台団地		北大宮台の一部
若松台団地		若松台1丁目の一部
		若松台2丁目の一部
		若松台3丁目の一部
大宮台団地		大宮台1丁目
		大宮台2丁目
		大宮台3丁目
		大宮台4丁目
		大宮台5丁目
		大宮台6丁目
		大宮台7丁目の一部
千城台団地		千城台東1丁目
		千城台東2丁目
		千城台東3丁目
		千城台東4丁目の一部
		千城台西1丁目
		千城台西2丁目
		千城台西3丁目の一部
		千城台南1丁目
		千城台南2丁目
		千城台南3丁目の一部
		千城台南4丁目の一部
		千城台北1丁目の一部
		千城台北2丁目
	千城台北3丁目	
	千城台北4丁目	
小倉台団地		小倉台1丁目の一部
		小倉台2丁目の一部
		小倉台3丁目
		小倉台4丁目
		小倉台5丁目
		小倉台6丁目の一部

別表第2

対象団地	所在地	優先的な利用調整の対象となる保育施設
花見川団地	花見川区花見川	花見川第一保育所、花見川第二保育所、花見川第三保育所

別表第3

(1) 入所を希望する時期	(2) 優先入所申込書の受付期間	(3) 転居(予定)期間
令和9年4月	令和8年9月7日～9月25日 ただし、予定数に応募が満たない場合は10月16日まで受付を延長する。	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで